

☞ 慰安旅行費用

Q : 当社では、今年度の慰安旅行は海外に行く計画を立てています。旅行費用は全額損金になりますか？

A : 社会通念上、一般に行われていると認められる慰安旅行の費用は損金の額に算入できます。

【解説】

会社が、その従業員のレクリエーションのために、社会通念上一般に行われていると認められる慰安旅行費用を負担した場合、その旅行に参加したこれら従業員が受ける経済的利益については、その旅行の企画立案、主催者、旅行の目的・規模・行程、従業員の参加割合、会社及び参加従業員の負担額や負担の割合などを総合的に勘案して実態に即した処理を行うこととなっていますが、次のいずれの要件も満たしている場合には、原則として、福利厚生費として取り扱うことが認められています。

- ① その旅行に要する期間が4泊5日(目的地が海外ならそこにおける滞在日数によります)以内のものであること
- ② その旅行に参加する従業員の数が全従業員(工場、支店等で行う場合には、その工場、支店等の従業員)の50%以上であること
- ③ その旅行により受ける従業員の経済的利益があまりに多額でないこと

したがって、慰安旅行の費用を全額損金の額に算入させるためには、これらの3つの要件のいずれも満たしておく必要があります。

